

## 岡山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

岡山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年広域連合条例第18号）に基づき、令和5年度における岡山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について、次のとおり報告します。

### 〔人事行政の運営の状況〕

#### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

広域連合の職員は、地方自治法252条の17の規定に基づく県内関係市町からの派遣職員で構成されており、職員は派遣元市町と広域連合との身分を併任しています。

#### （1）職員数の状況（各年度とも4月1日現在）

| 区 分 |         | 令和4年度 | 令和5年度 | 対前年度比 |
|-----|---------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 総 数     | 22人   | 22人   | ±0人   |
|     | うち女性職員数 | 8人    | 8人    | ±0人   |

※広域連合職員定数条例による広域連合長の事務部局の職員定数 22人

#### （2）職員の任命等の状況

| 区 分               | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------|-------|-------|
| 併任発令者数<br>（4月1日）  | 9人    | 8人    |
| 併任解除者数<br>（3月31日） | 8人    | 5人    |

#### （3）年齢別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

| 区 分 | 24歳<br>未満 | 25～<br>29歳 | 30～<br>34歳 | 35～<br>39歳 | 40～<br>44歳 | 45～<br>49歳 | 50～<br>54歳 | 55歳<br>以上 |
|-----|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 職員数 | 0人        | 1人         | 5人         | 0人         | 5人         | 7人         | 2人         | 2人        |

#### （4）職員の平均年齢（各年度とも4月1日現在）

| 平 均 年 齢 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|
|         | 41.3歳 | 43.3歳 |

## 2 職員の人事評価の状況

広域連合職員に対する独自の人事評価は、令和4年度は実施していません。  
なお、市町によっては派遣元において実施されています。

## 3 職員の給与の状況

当広域連合職員の給与（時間外手当等を除く）は、派遣元市町の給与条例に基づき派遣元市町から支給されています。

広域連合は時間外手当等を支給しています。

### （1）職員の手当の状況

#### ①時間外・休日勤務手当の支給状況（単位：円）

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 支給実績（年額）        | 5,674,051円 |
| 支給職員一人当たり平均支給額※ | 315,225円   |

※支給対象外職員は除く

#### ②管理職員特別勤務手当の支給状況（単位：円）

|      |    |
|------|----|
| 支給実績 | 0円 |
|------|----|

## 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### （1）勤務時間の状況

| 1週間の勤務時間 | 始業時刻 | 終業時刻  | 休憩時間        |
|----------|------|-------|-------------|
| 38時間45分  | 8:30 | 17:15 | 12:00～13:00 |

### （2）休暇制度の概要

#### ①年次有給休暇（有給休暇）

|                                                           |
|-----------------------------------------------------------|
| 暦年又は年度ごとに20日を限度として付与。20日を超えない残日数を繰越できる（派遣元市町の年次休暇制度に準じる）。 |
|-----------------------------------------------------------|

#### ②病気休暇（有給休暇）

| 休暇の概要、取得の要件等                | 取得可能日数等                                      |
|-----------------------------|----------------------------------------------|
| ・負傷又は疾病のため、医師の証明等に基づき療養する場合 | 公務による場合は、必要と認める日又は時間<br>私事による場合は、90日を超えない範囲内 |

### ③特別休暇（有給休暇）

| 休暇の概要、取得の要件等                                         | 取得可能日数等                                     |
|------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| ・選挙権その他公民としての権利の行使                                   | 必要と認める期間                                    |
| ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭        | 必要と認める期間                                    |
| ・感染症の予防等による交通遮断又は隔離                                  | 必要と認める期間                                    |
| ・地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失、又は損壊                     | 必要と認める期間                                    |
| ・地震、水害、火災その他の災害による職員及び同一世帯の者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合 | 必要と認める期間                                    |
| ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等                            | 必要と認める期間                                    |
| ・忌引                                                  | 2日から10日の期間内において必要と認める日又は時間                  |
| ・職員の婚姻                                               | 連続する5日以内の期間                                 |
| ・職員の出産                                               | 出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）及び出産した日の翌日から8週間  |
| ・妊娠中の職員の健康診査                                         | 妊娠満週により定められた回数又は医師等に指示された回数で、その都度必要と認められる時間 |
| ・職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の<br>出産           | 出産予定日の前日から出産の日以後2週間を経過する日までの期間内において2日       |
| ・女子職員の生理                                             | 2日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間                  |
| ・生後1年に達しない子の育児                                       | 1日2回以内かつ1回につき60分以内で必要と認める時間                 |
| ・満1歳から満3歳に達するまでの子の<br>育児                             | 1日2回以内かつ1回につき30分以内で必要と認める時間                 |
| ・夏季における健康保持等                                         | 一の年の6月から10月までの期間内における6日の範囲内の期間              |
| ・骨髄移植のための骨髄液の提供                                      | 必要と認める期間                                    |
| ・職員のボランティア活動                                         | 1年において5日の範囲内の期間                             |

|                                       |                                                            |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| ・妊娠中の職員の、通勤に伴う負担の緩和                   | 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間           |
| ・中学校第3学年修了前までの子の看護                    | 1年において5日の範囲内の期間                                            |
| ・家族の介護                                | 1年において5日（要介護者2人以上を介護する職員は10日）の範囲内の期間                       |
| ・父母、配偶者及び子の法要等の場合                     | 1日を超えない範囲内において必要と認める日又は時間                                  |
| ・職員が不妊症又は不育症のための治療を必要とする場合            | 1年において5日（体外受精及び顕微授精に係るものである場合は10日）の範囲内の期間                  |
| ・職員の妻が出産する場合で当該出産に係る子又は小学校就学前の子を育てる場合 | 出産予定日6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前から出産日後の8週間までの期間に5日の範囲内で必要と認める期間 |
| ・その他広域連合長が特別休暇とすることが適当と認める場合          | 必要と認める期間                                                   |

#### ④介護休暇（無給休暇）

| 休暇の概要、取得の要件等         | 取得可能日数等                                              |
|----------------------|------------------------------------------------------|
| ・配偶者等の負傷、疾病又は老齢による介護 | 介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えずかつ通算して6月を超えない範囲内の必要と認められる期間 |

## 5 職員の休業に関する状況

子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉の増進を図るための休業制度を設けています。

令和5年度育児休業取得数は0人です。

## 6 職員の分限及び懲戒処分状況

### （1）分限処分

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。市町派遣職員については、広域連合業務

に関わって処分を必要とする事由が生じたときは、派遣元市町と協議し、派遣元市町がその処分を行います。

令和５年度分限処分者数は０人です。

## （２）懲戒処分

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。市町派遣職員については、広域連合業務に関わって処分を必要とする事由が生じたときは、派遣元市町と協議し、派遣元市町がその処分を行います。

令和５年度懲戒処分者数は０人です。

## ７ 職員のサービスの状況

### （１）職務専念義務免除の概要

職員は、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合等において、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることが出来ます。

令和５年度職務専念義務免除申請者数はのべ３０人です。

### （２）営利企業等への従事の概要

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

令和５年度営利企業等への従事者数は０人です。

## ８ 職員の研修の状況

職務遂行に必要な能力等の習得・向上を図るため、研修を受講しています。令和５年度においては、ＫＤＢデータの活用研修のほか、柔道整復・あはき療養費の適正化に関する研修等に参加しています。

令和５年度研修受講者数は実人数で６人です。

## ９ 職員の福祉及び利益の保護の状況

### （１）健康管理事業の状況

職員の健康管理のため、労働安全衛生法に基づき、職員の健康診断を派遣元市町の基準において実施しています。

(2) 福利厚生事業の状況

派遣元の市町が行う福利厚生事業を適用しています。

10 その他広域連合長が必要と認める事項

議員報酬及び特別職の職員報酬の状況

(単位：円)

| 区 分              |      | 議員報酬・報酬の額        |
|------------------|------|------------------|
| 議会               | 議長   | 年額 42,000        |
|                  | 副議長  | 年額 36,000        |
|                  | 議員   | 年額 30,000        |
| 広域連合長            |      | 年額 84,000        |
| 副広域連合長           |      | 年額 72,000        |
| 選挙管理委員会          | 委員長  | 日額 5,000         |
|                  | 委員   | 日額 4,000         |
| 監査委員             | 識見者  | 年額 36,000        |
|                  | 議会選出 | 年額 24,000        |
| 情報公開・個人情報保護審査会委員 |      | 日額 5,000         |
| 運営審議会委員          |      | 日額 6,000         |
| 嘱託職員／会計年度任用職員    |      | 月額 300,000<br>以内 |